

第3章 安心・安全に暮らせる まちづくり

第1節 暮らしの安心

第2節 暮らしの安全

第3節 上下水道

第3章 安心・安全に暮らせるまちづくり

第1節 暮らしの安心

1 市民相談

関連するSDGs



将来のまちの姿

日常生活の問題や悩みについて、専門家への相談体制が充実しているまち

現況と課題

少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済構造の変化、情報通信技術の飛躍的な進展など、生活環境が絶えず変化する中で、相続、離婚、労働、金銭問題などの様々なトラブルが発生しています。

このような社会情勢の中で、複雑化するトラブルによる個々の悩みを解消するためには、専門家による市民相談の充実を図っていく必要があります。

基本方針

市民が安心して暮らせるよう、専門家による相談事業の充実に努めます。

施策内容

(1) 市民相談を通じた安心な暮らし

① 市民相談事業の充実

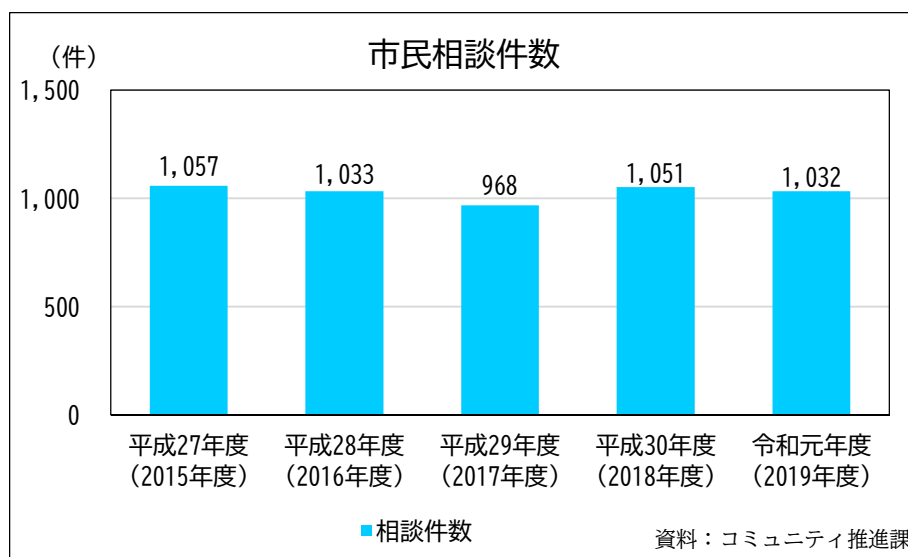
- 市民生活を送る上で生じる様々な問題の解決を図るため、弁護士・税理士などの有資格者による専門相談を実施します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
法律相談を受けて満足した人の割合	76%	80%

主な事業

- ▶ 市民相談事業



第1節 暮らしの安心

2 消費生活

関連するSDGs



将来のまちの姿

消費者被害に関する情報が誰でも手に入り、安心して商品を購入し消費できるまち

現況と課題

消費者を取り巻く環境は、社会経済のグローバル化、情報通信技術の進展等により飛躍的に変化をしており、一方では、消費者の価値観やライフスタイルの多様化により、発生する消費者問題も一層複雑化・多様化してきています。

また、自然災害の激甚化・多発化や感染症の拡大等により、いわゆる一般的・平均的な消費者についても一時的にぜい弱な消費者となってしまう可能性があります。

このような中、消費生活の安定と向上を図るためには、賢い消費者になるための消費者教育や情報提供が重要であり、市民自らが正しい知識と的確な判断力を身に着けることが重要となってきます。

また、行政においても、関係機関との連携を強化し、相談・苦情処理体制を充実するなど、消費者の安全と利益を守っていく必要があります。

基本方針

消費生活の安全と安心を図るため、消費者意識の啓発を推進するとともに、消費者の安全確保と利益の保護に努めます。

施策内容

(1) 消費者意識の普及・啓発

① 消費者学習の充実

- 消費者教室や講座等を開催し、消費者の学習の機会を提供することにより、基本的な知識の習得や問題意識の高揚を図ります。

② 消費生活情報の提供

- 消費者問題に関する資料の展示や情報の提供に努めます。
- 生活用品の再利用に関する情報提供の拡充に努めます。

(2) 消費者利益の保護

① 相談体制の強化

- 複雑化・多様化する消費者トラブルの相談・苦情に対応するため、消費生活相談員の専門的な知識・技術の習得や資質の向上を図り、消費生活相談体制の強化に努めます。
- 問題の早期解決と未然防止を図るため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、相談・苦情処理対策の強化に努めます。

(3) 消費者ニーズの反映

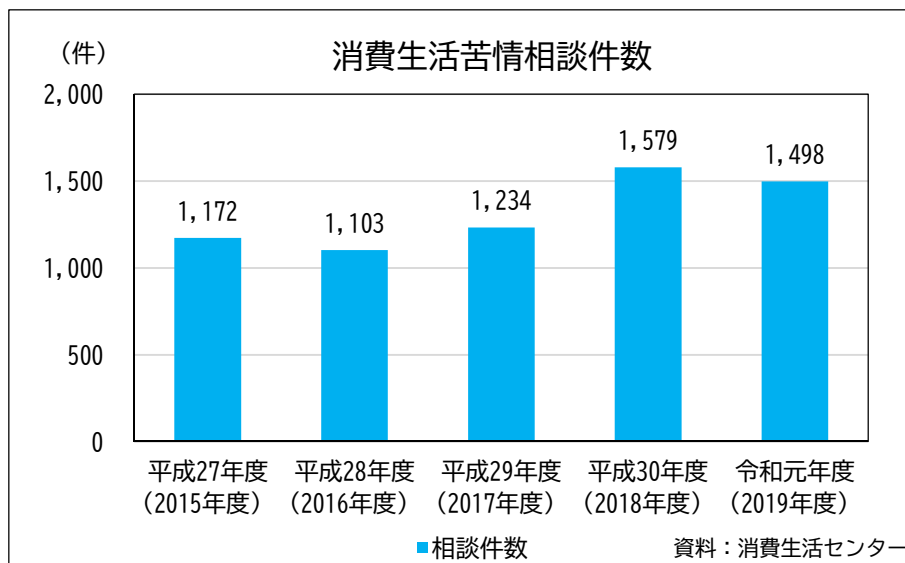
- 消費者の声を反映し、市民生活に直結した消費者行政を推進します。
- 消費者を保護するため、国・県の関係機関と連携し、簡易商品テストを実施します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
消費生活センターが身近な消費生活相談窓口であることを知っている市民の割合	44.4%	50%

主な事業

- ▶ 消費生活センター運営事業



第2節 暮らしの安全

1 防災・減災

関連するSDGs



将来のまちの姿

大規模自然災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を備え、災害時に誰もが的確に行動できるまち

現況と課題

全国各地で近年発生している異常気象に伴うゲリラ豪雨や地震などによって、多くの生命や貴重な財産が失われています。

本市においても、大規模な地震による建物倒壊などの深刻な被害や、大雨による浸水・がけ崩れなどの被害が想定されています。

こうした大規模自然災害への備えとして、防災・減災対策を推進するとともに、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、迅速な復旧・復興を図る「しなやかさ」を平時から構築する必要があります。

このため、平時から、飲料・食料品や感染症対策備品などを備蓄するほか、関係団体との応援体制によって医療・救護や復旧体制を構築し、地域の防災力の強化を図る必要があります。

また、河川や雨水排水施設の整備・改修及びがけ崩れ防止などの風水害対策や、道路、公園、緑地などのオープンスペースや避難路の確保を推進し、災害に強い都市構造を形成することが求められています。

このほか、浸水被害等を未然に防止するための雨水流出抑制施設や雨水浸透施設等の設置など、計画的な雨水対策を推進していくことが求められています。

基本方針

地震やゲリラ豪雨などの大規模自然災害に備えるため、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、迅速な復旧・復興を図る「しなやかさ」を平時から構築します。

また、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、自主防災体制・情報連絡体制を強化するなど、地域防災力の向上を図りながら、雨水流出抑制の指導・要請、河川改修や急傾斜地崩壊対策等の都市防災対策を推進することで、災害予防から応急・復旧までの総合的な防災体制を確立し、強靱なまちづくりを目指します。

施策内容

(1) 災害予防体制の充実

① 地域防災計画の確立

- 計画の内容を見直し、充実を図ることにより、総合的かつ計画的な地域防災計画の確立に努めます。

② 防災体制の強化

- 市職員に対しての研修やより実践的な訓練を実施するなど、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災体制を強化します。

③ 防災意識の普及・啓発

- 防災フェアや防災講話を実施するとともに、広報やちよや市ホームページへの掲載、ハザードマップ等の公表などにより、災害時に役立つ知識の向上と防災意識の普及・啓発に努めます。

④ 自主防災体制の強化

- 「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本に、町会・自治会等による自主防災組織結成の促進及び育成を推進するとともに、避難所運営委員会の結成を促進するなど、自主的な防災活動の支援に努めます。

⑤ 防災訓練の実施

- 防災関係機関相互の連携強化を図り、また地域住民が災害時に適切な行動がとれるよう、市民参加型の防災訓練を実施します。

(2) 災害応急対策の充実

① 情報連絡体制の強化

- 迅速かつ的確に情報を収集・伝達するため、防災行政用無線固定系及び移動系無線の整備を図るとともに、被災時に市民及び来訪者が迅速かつ的確な情報を収集できるよう、ICTなどの新たなテクノロジーを活用した環境づくりに努め、情報連絡体制を強化します。

② 応急物資等の確保

- 非常用食糧や感染症対策備品等の備蓄、防災資機材等の維持管理を行うとともに、関係団体や企業と災害時協力協定の締結を推進し、協力体制の整備を図ることにより、医薬品や生活必需品などの応急物資の確保に努めます。

③ 応急・復旧体制の確立

- 関係機関・団体や企業との連携のもと、被災者の救助や電気、ガス、上下水道、通信、交通といった生活関連施設など、被災箇所の応急・復旧体制の確立に努めます。

④ 協力団体との連携強化

- 防災関係機関・団体や企業に対し、災害時における医療救護活動や復旧活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時協力協定を充実します。

⑤ 避難環境の整備

- 男女のニーズの違いや要配慮者への対応を図るため、避難所の運営に女性の参画を推進し、避難所の運営体制を強化するとともに、避難所における良好な生活・衛生環境の確保に努めます。

(3) 都市防災対策の推進

① 都市防災構造の強化

- 主要な道路・橋梁やライフライン等の耐震性の強化を図るとともに、防災拠点施設や避難路沿道建築物等の耐震化の促進及び避難路に面して設置された危険コンクリートブロック塀等の撤去の推進を図ります。また、一時避難場所や延焼防止等の機能を担う公園・緑地など防災空間の整備に努めます。
- 集中豪雨等による災害の危険性を少なくするため、雨水排水施設の整備・改修に努めます。
- 都市型水害対策として、貯留施設、浸透施設などの設置の検討及び指導の強化を図ります。

② 河川の改修及び維持管理

- 河川の氾濫による災害を未然に防止するため、一級河川の治水対策を国・県に要請します。
- 勝田川の溢水対策として、千葉市・佐倉市・四街道市・八千代市の4市で設立した勝田川改修協議会により河川改修を行います。
- 準用河川高野川の改修を進めます。
- 準用河川花輪川の適正な維持管理に努めます。

③ 急傾斜地の対策

- がけ崩れや地滑りの恐れがある区域の把握に努めるとともに、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所の崩壊対策に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
自主防災組織カバー率	56.4%	66%
避難所運営委員会の設立率	48.5%	100%
防災行政用無線(固定系)のデジタル化	50.4%	100%
急傾斜地崩壊対策整備率	91.4%	93.9%

主な事業

- ▶ 防災行政用無線(固定系)デジタル化再整備事業
- ▶ 勝田川改修事業
- ▶ 地域排水整備事業
- ▶ 急傾斜地崩壊対策事業(市)
- ▶ 準用河川高野川改修事業
- ▶ 災害用物資備蓄事業
- ▶ 急傾斜地崩壊対策事業(県)
- ▶ 準用河川花輪川維持補修事業

- 関連する個別計画：八千代市国土強靱化地域計画／八千代市地域防災計画



勝田台 総合防災訓練



八千代台 総合防災訓練

第2節 暮らしの安全

2 消防

関連するSDGs



将来のまちの姿

消防・救急・救助体制が充実し、火災等の災害から市民の生命や財産が守られるまち

現況と課題

本市の火災出火率は、全国平均と比較して低い傾向にあるものの、平成27（2015）年から令和元（2019）年までの5年間で平均37.6件の火災が発生しており、今後の本市における人口推移や環境の変化及び市北西部地域の市街地の拡大などを踏まえ、引き続き火災予防の推進を図る必要があります。

また、高齢化の進行に伴う救急需要の増加が見込まれるとともに、災害が激甚化・頻発化及び多様化・複雑化する傾向にあり、更には、千葉県北西部を震源とする首都直下地震の発生も懸念されています。

これらの状況から市民の生命や財産を守るためには、消防拠点及び消防車両等の老朽化対策のほか、現場での的確な判断及び対応が求められる消防隊員や救急救命士などのスキルアップ*など、消防・救急及び救助体制のより一層の充実強化を図る必要があります。

基本方針

火災等の災害から市民の生命や財産を守るため、予防指導の強化や防火意識の普及・啓発に努めるなど、火災予防を推進するとともに、消防拠点・消防車両等の機能を維持しながら必要に応じて強化し、隊員の知識や技術の向上に努めるなど、消防体制を充実します。

また、高齢化社会を迎え、年々増加傾向にある救急需要に対応するため、救急資格者等を確保するとともに、医療機関との連携を強化するなど、救急・救助体制の充実強化を図ります。

*スキルアップ：資格や技術を習得しそれを磨くこと

施策内容

(1) 火災予防の推進

① 防火意識の普及・啓発

- 火災原因を教訓に、火災を未然に防ぐため、訓練指導などのあらゆる広報機会を通じ、市民や事業所・学校等に対して、火災予防に関する知識・技能の普及・啓発、情報提供に努めます。
- 幼児期から火の怖さを学び、火災予防を目的として結成された幼年消防クラブ員に対する指導及び育成に努めます。

② 外郭団体との連携

- 事業所が参画する八千代市防災協会が実施する事業に協力し、連携を図ることで火災の予防に努めます。

③ 予防指導の強化

- 建物等の計画段階からの防火構造の規制や、消防用設備等の設置指導を積極的に推進するとともに、完成した施設に対する立入検査を実施し、防火管理体制の強化や消防用設備等の維持管理などソフト・ハードの両面での予防指導の強化に努め、重大な違反がある防火対象物に対しては違反処理を推進していきます。また、モバイル機器を利用した立入検査を実施することでより迅速な違反是正に努めます。

(2) 消防体制の充実

① 消防拠点機能の維持

- 消防庁舎・消防署などの消防拠点となる施設の現状を把握し、適切な維持管理を行うことで、災害対応拠点としての機能を維持します。

② 消防車両等の整備

- 複雑化・多様化する災害に対応するため、消防車両等の管理、更新及び増強を行い、消防力の維持、強化に努めます。

③ 情報通信体制の充実・強化

- ちば北西部消防指令センターと連動した指令業務を行うための指令系通信機器等の維持管理を行うとともに、災害時等における情報伝達に活用する情報通信機器の充実・強化を図ります。

④ 消防水利の確保

- 大規模地震等における延焼火災に対応するため、耐震性防火水槽(40m³級・100m³級)を整備するとともに、既存消防水利の修繕を実施します。

⑤ 職員の育成

- 消防体制の充実を図るため、初任教育や専門教育及び研修・訓練等を行い、職員のスキルアップに努めます。

⑥ 消防団の活性化

- 消防団の施設・装備の整備・団員の教育訓練の充実及び処遇の改善を図るとともに、入団を促進し、消防団の組織の充実強化を図ります。

(3) 救急・救助体制の充実

① 救急・救助体制の整備

- 市民に対して応急手当の普及・啓発を図るとともに、救急隊員の適切な応急処置及び医療機関による救急業務メディカルコントロール*体制を充実します。
- 複雑化・多様化する各種災害に対応するため、より実践的な訓練を行うなど、救助隊員の技術の向上を図ります。
- 各小中学校において救命体験を実施し、救命に必要な知識と技術を学ぶとともに、心肺蘇生法を体験することで命の大切さを学び、地域の安心・安全の強化を図ります。

② 医療機関との連携強化

- 八千代医療センターを始め、市内外の医療機関との連携を強化し、救急活動の迅速化に努めます。

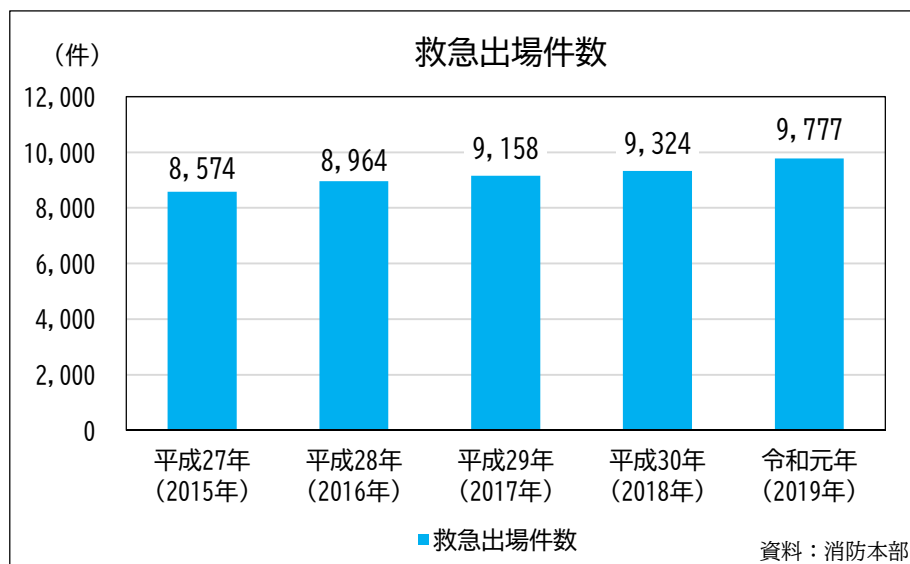
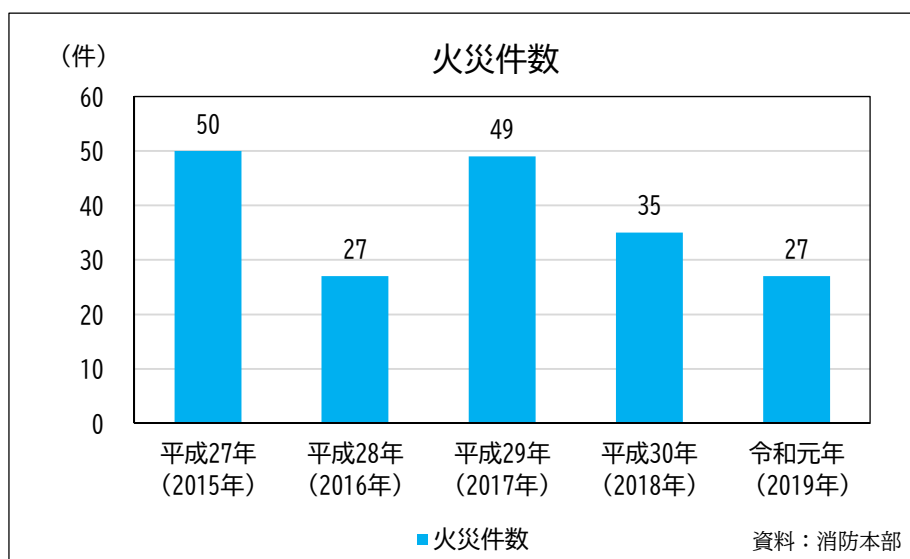
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
消防団安全装備品貸与率	33.3%	92%
防火水槽数(公設)	449基	461基
応急手当普及率(普通救命講習)	9.9%	10.4%

主な事業

- ▶ 予防業務事業
- ▶ 消防庁舎及び消防署等整備事業
- ▶ 消防車両等整備事業

*救急業務メディカルコントロール：救急現場から医療機関への搬送される間において、救急救命士等に医療行為が委ねられる場合、医師が指示または指導・助言ならびに検証してそれらの行為に対する質を保証すること



時間別火災発生件数

(単位：件)

年次	総数	0時 ～ 2時	2時 ～ 4時	4時 ～ 6時	6時 ～ 8時	8時 ～ 10時	10時 ～ 12時	12時 ～ 14時	14時 ～ 16時	16時 ～ 18時	18時 ～ 20時	20時 ～ 22時	22時 ～ 24時	不明
平成27年 (2015年)	50	0	3	5	3	3	5	6	5	6	10	2	2	0
平成28年 (2016年)	27	4	1	1	0	6	3	2	2	3	2	2	1	0
平成29年 (2017年)	49	0	3	5	3	5	1	12	2	8	5	4	1	0
平成30年 (2018年)	35	4	3	1	1	5	3	5	4	3	2	1	2	1
令和元年 (2019年)	27	2	0	1	1	2	5	3	4	1	4	3	1	0

資料：消防本部

第2節 暮らしの安全

3 防犯

関連するSDGs



将来のまちの姿

防犯施設が整備され、地域が一体となって防犯活動を推進し、犯罪から全ての市民が守られるまち

現況と課題

本市における刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。依然として、自動車や自転車の盗難、また高齢者を狙った特殊詐欺等の犯罪が発生しており、その手口の多様化や巧妙化が進んでいます。

これらの犯罪を防止し、被害にあわないためには、犯罪に関する情報提供や啓発を行い、市民の安全意識の醸成を図りながら、日頃から市民と行政が一体となって積極的な防犯活動を推進していく必要があります。

基本方針

犯罪を防止し、全ての市民が犯罪被害にあわないようにするため、防犯施設の整備を推進するとともに、地域住民や各種住民団体、事業者、行政、警察その他の関係機関が互いに連携し、一体となって地域の安全活動に取り組んでいけるよう、良好な地域コミュニティの育成に努め、安心して安全なまちづくりを推進します。

施策内容

(1) 防犯活動の推進

① 防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発

- 犯罪の防止及び犯罪被害にあわないよう、広報活動を活発に展開し、防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発に努めます。

② 防犯体制の充実

- 市民、警察、防犯関係団体との連携を強化し、地域防犯体制の整備・充実に努めます。

(2) 防犯施設の整備

① 防犯灯の整備・充実

- 夜間の犯罪の防止や通行の安全を図るため、自治会等からの要望により防犯灯の整備を進めます。

② 補助事業による防犯カメラの整備

- 地域内の犯罪の防止等を図るため、自治会等が行う防犯カメラの整備を支援します。

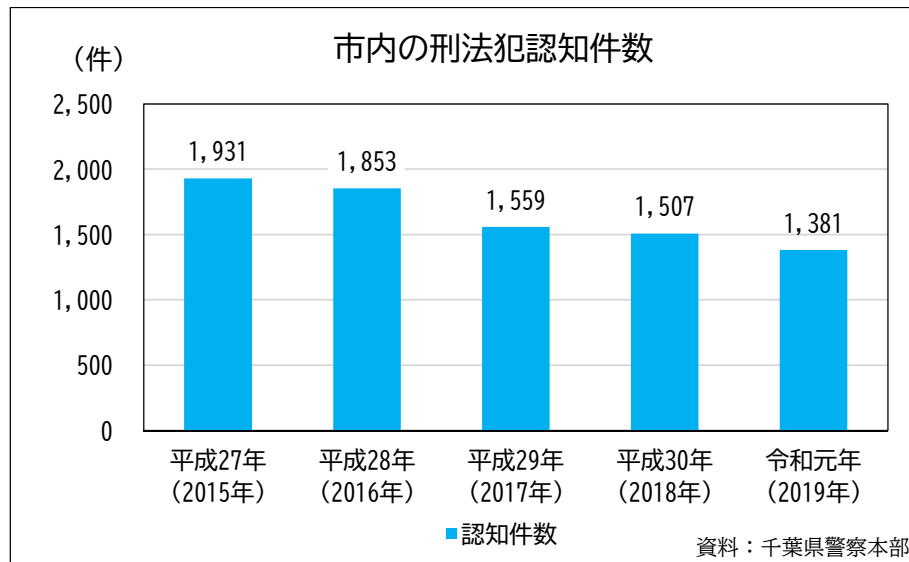
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
補助金を交付して設置した防犯カメラの台数	0台	40台

主な事業

▶ 防犯灯設置事業

▶ 防犯カメラ設置費補助事業



第2節 暮らしの安全

4 交通安全

関連するSDGs



将来のまちの姿

誰もが安心して外出できる、交通事故のない安全なまち

現況と課題

近年の交通事故の傾向としては、高齢化の進行に伴い、高齢者の事故が全体の半数を超えていること、特に夕方から夜間にかけての時間帯に多く発生していること、自転車乗車及び歩行中の事故が増加しています。

これまでの交通安全対策は、主として「車中心」の対策で、自転車や歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は十分とは言えず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻です。

このため、交通安全に関する意識の啓発や交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進など、きめ細かな事故防止対策を実施する必要があります。

また、駅周辺の放置自転車は、歩行者や緊急車両等の通行に支障を来たすだけでなく、交通事故を引き起こす要因にもなることから、放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえながら、自転車駐車場を適切に運営管理し、放置自転車対策を推進していく必要があります。

基本方針

交通事故を未然に防止するため、警察署及び関係機関と連携し、交通安全に対する意識の普及・啓発・教育活動を推進するとともに、防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設や自転車通行帯の整備を進め、危険箇所における交通規制を警察署・公安委員会へ要請します。

また、放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえながら、自転車駐車場の整備や老朽化した施設の改修を進めます。

施策内容

(1) 交通安全活動の推進

① 交通安全意識の普及・啓発・教育の推進

- 交通安全に関する団体の支援などを通し、交通安全に対する意識の普及・啓発に努めるとともに、警察署及び関係機関と連携して、交通安全教育を実施します。

(2) 道路交通環境の整備

① 交通安全施設の整備

- 防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設を整備し、既存施設の維持管理を適切に行います。
- バリアフリー*等を考慮した歩行支援施設を整備します。
- 教育委員会と連携して、通学路の安全対策を行います。

② 自転車走行環境の整備

- 鉄道駅や公共施設等を拠点とした主要路線の自転車通行帯を整備します。

③ 駐車場等の整備

- 老朽化した自転車駐車場の改修を行うなど、適切な維持管理に努めます。

④ 放置自転車対策の推進

- 放置禁止区域を設定し、放置自転車の撤去・保管を行うとともに、関係機関と連携を図り、啓発等の放置自転車防止に向けた対策を推進します。

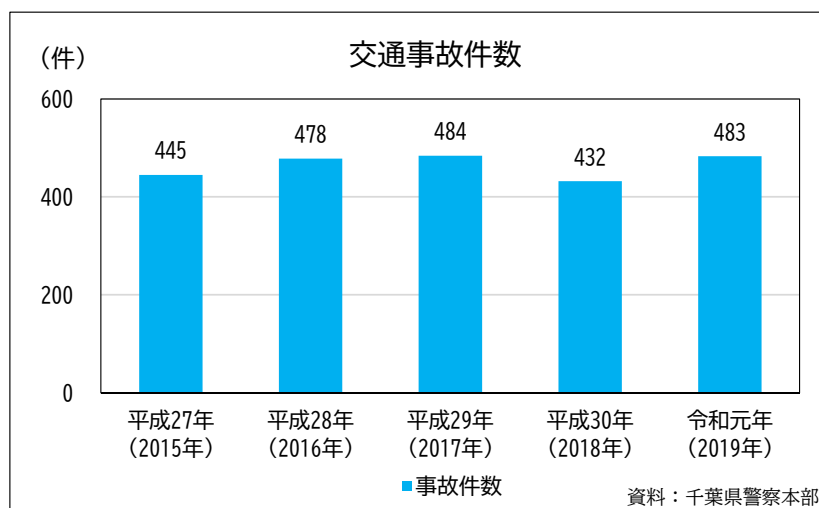
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
放置自転車の撤去台数	1,308台	1,000台以内

主な事業

- ▶ 放置自転車等対策事業
- ▶ 交通安全施設整備事業
- ▶ 通学路整備事業
- ▶ 自転車ネットワーク整備事業

- 関連する個別計画：八千代市自転車ネットワーク計画



*バリアフリー：障害者や高齢者等が社会生活をしやすいように障壁（バリア）を取り除くこと

第3節 上下水道

1 水道

関連するSDGs



将来のまちの姿

いつでも、どんなときでも、安全な水が届くまち

現況と課題

水道は、日々の生活に欠くことのできないライフラインであり、生命を守る重要な施設です。上水道事業は、昭和42(1967)年4月に給水を開始して以来、今日まで自己水源(地下水)と北千葉広域水道企業団*からの受水により水源を確保し、安全でおいしい水の安定供給に努めています。

水道普及率は、令和元(2019)年度末で99.1%と高水準に達していますが、近年の節水意識の高まりや節水機器の普及、さらに大口需要者の減少などにより、水需要は減少傾向にあり、将来的に人口減少が始まれば、料金収入の減少が見込まれます。

また、浄・給水場や管路の老朽化が進み、耐震化を含めた改良・更新には、今後も多大な事業費が見込まれています。

さらに、災害などの緊急時には、迅速な応急給水・復旧活動を行うための体制も確立しなければなりません。

このため、中長期的な視点に立ちながら、施設の統廃合や耐震化の推進など、健全かつ安定的な事業運営を継続していくための取組を進めていく必要があります。

基本方針

浄・給水場や管路を渇水や災害に強い施設へ改良・更新し、水需要の変化に対応しながら継続的に安全な水を安定供給します。

*北千葉広域水道企業団：千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市及び八千代市の1県7市で構成される、利根川水系江戸川を水源に水道用水供給事業を行う一部事務組合

施策内容

(1) 水道事業の運営基盤の向上

① 水道事業の健全経営

- 老朽化が進む施設について計画的に更新を行い、投資の合理化を進めるとともに、経費節減や業務の効率化を進めます。
- 老朽化する施設の更新を進めるため、資金の確保が必要となることから、水道料金の見直しについての検討を行います。

② 水源の確保と安定供給

- 市内にある32本の深井戸について、所定の水量が確保できるよう保全に努めるとともに、北千葉広域水道企業団からの受水により利根川水系における安定水源を確保します。
- 取水・配水の効率的な運用及び必要な施設の整備や改良・更新に努めます。

(2) 安心・快適な給水の確保

① 水質管理の充実

- 安全で安心な水道水を供給するため、適切な水質管理を行います。

(3) 災害対策の強化

① 漏水対策の推進

- 漏水の調査・点検を計画的に行い、早期発見・修繕によって有効率*の向上及び漏水に伴う二次災害の防止に努めます。

② 緊急時対策の推進

- 地震などの災害時において市民への飲料水を円滑に供給するための機材と、施設復旧に必要な非常用機材を計画的に購入します。

③ 施設強靱化の推進

- 地震などの災害に強い施設にするため、施設整備の実施に合わせて耐震化を進めます。
- 既設の非耐震管などの老朽管を、地震などの災害に強い耐震管に更新します。

④ 水管橋・橋梁添架水道管の安全性の確保

- 管路の安全性を担保するため、送水管・添架水道管を合理的、効果的に維持管理を行います。

*有効率：配水した水量のうち有効に使用された水量(有効水量)の割合

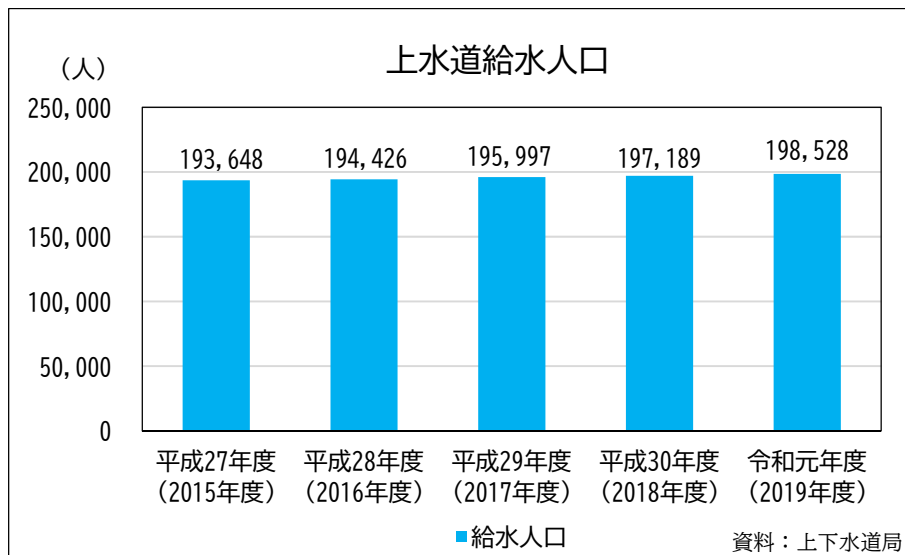
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
市内全域の水道管路における耐震化率	59.3%	64.5%

主な事業

- ▶ 管路耐震化事業
- ▶ 八千代台浄水場施設改良事業
- ▶ 災害時応急給水用機材整備事業
- ▶ 村上給水場施設改良事業
- ▶ 管路改良事業

- 関連する個別計画：第2次八千代市水道事業経営戦略



萱田浄水場

第3節 上下水道

2 下水道

関連するSDGs



将来のまちの姿

快適な衛生環境で、浸水被害の少ないまち

現況と課題

下水道は、健康で快適な生活を営む上で欠くことのできない都市の根幹的な施設であり、生活に潤いをもたらす川・湖・海といった水環境の水質保全のためにも重要なものです。

本市の下水道事業は、昭和42（1967）年の勝田台団地の造成に併せて着手し、昭和47（1972）年から印旛沼流域関連公共下水道事業として市街化区域を中心に整備区域を定め、事業の推進を図っています。

汚水施設については、令和元（2019）年度末の整備人口普及率が92.4%となっており、市街化区域において一部未整備のままとなっている住宅地での整備を始め、未整備の工業団地においても、印旛放水路等の水質や、企業のニーズ及び費用対効果等を確認しながら整備を検討する必要があります。

雨水施設については、令和元（2019）年度末の整備率が43.3%となっており、頻発する豪雨による浸水被害への対策が急務となっています。

また、将来的には人口の減少が見込まれ、より厳しい財政状況となることが想定されるため、既存資料の整理・電子データ化、下水道ストックマネジメント計画*に基づく計画的な改築更新を進めるとともに、関連部局との連携強化等により、効率的な事業運営に努める必要があります。

基本方針

計画的な管渠*整備及び既存施設の改築更新を進め、快適で安心した生活を守ります。

*下水道ストックマネジメント計画：長期的な視点で下水道施設の重要度や状態（老朽化の進行度合い等）を捉えて、優先順位をつけながら施設の改築を進めることで、改築費用の低減・平準化を図り、施設管理を最適化させるための計画

*管渠：地中に埋設された下水道管など

施策内容

(1) 公共下水道事業の運営基盤の向上

① 公共下水道事業の健全経営

- 老朽化が進む施設について計画的に修繕・改築を行い、投資の合理化を進めるとともに、経費節減や業務の効率化を進めます。
- 財務状況や将来の更新需要などを的確に把握し、使用料の適正化について検証します。

② 下水道ストックマネジメント計画の推進

- 計画的かつ効率的に、老朽化した下水道施設の改築更新を進めます。

(2) 汚水の適正な処理

① 汚水施設の整備拡充

- 衛生環境の向上や水質汚濁の防止を図るため、汚水施設の整備を進めます。
- 市街化区域内の住宅地において、一部未整備のままとなっている地区の解消に向けた検討を進めます。
- 市街化区域内で未整備の工業団地において、印旛放水路等の水質や、企業のニーズ及び費用対効果等を確認しながら整備の検討を進めます。

② 汚水施設の維持管理

- 管渠・人孔などについて定期的な点検を行い、管渠の閉塞を未然に防ぎます。
- 雨水や地下水の管渠への浸入について調査し、適時補修を行います。
- ポンプ場の適正な運営及び維持管理により、円滑な汚水処理を行います。

③ 水質規制の指導監督

- 有害物質や油脂類などの下水道への流入を防止するため、水質規制に関する知識の普及と周知に努めます。
- 特定事業場*などの排水について、除害施設*の設置に関する指導・監督を行います。

④ 水洗化の普及

- 公共下水道への接続義務について理解が得られるよう、戸別訪問、現地調査等を行い、水洗化の普及・促進に努めます。

(3) 浸水対策の強化

① 雨水施設の整備拡充

- 都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨による浸水被害等を防止するため、管渠などの雨水施設の整備を進めます。

*特定事業場：排水の水質の規制が必要な施設として下水道法により指定された施設（特定施設）を有する工場・事業場

*除害施設：下水の排除基準を遵守するために、事業所等が水質を悪化させる恐れのあるものを処理するために設置する施設

② 雨水施設の維持管理

- 雨水を効率的に排除するため、定期的に雨水管渠及び調整池の点検・清掃を行います。

③ 雨水流出抑制策の推進

- 開発事業事前協議において、「八千代市雨水排水施設整備指導指針」に基づき、下水道計画における計画雨水量を超える事業地からの雨水流出について、雨水流出抑制施設の設置を行うよう協議・指導を行います。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
水洗化率*	99.2%	99.6%
雨水整備率*	43.3%	43.5%

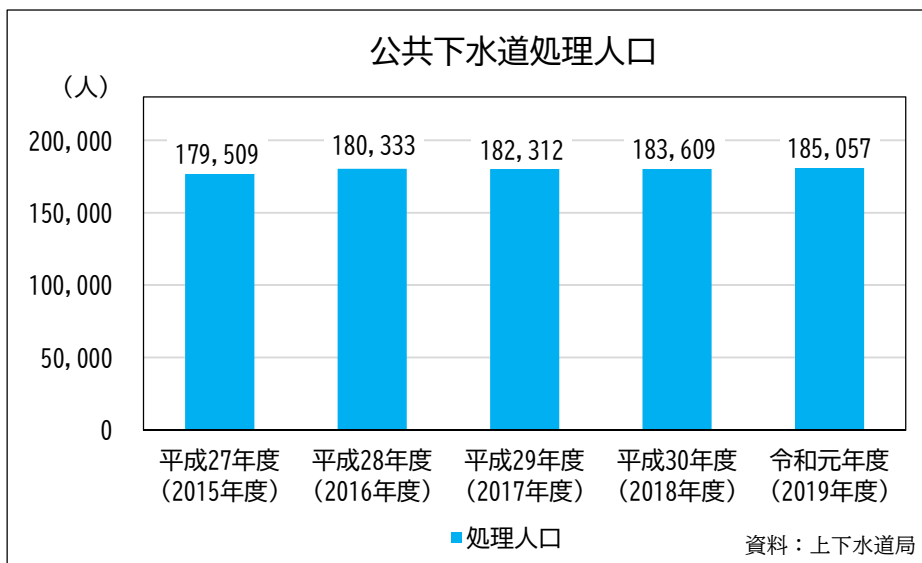
主な事業

- ▶ 下水道施設改良事業
- ▶ 汚水管渠整備事業
- ▶ 雨水管渠整備事業

- 関連する個別計画：第2次八千代市公共下水道事業経営戦略

*水洗化率：処理区域内人口のうち、実際に公共下水道に接続している人口の割合

*雨水整備率：雨水施設整備を計画している区域全体の面積のうち、整備が完了している区域の面積の割合



雨水管

